

## わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

池田浩太郎

一、序——本稿の課題

二、資本主義経済体制確立のための社会的・政治的諸条件の整備——明治維新の遂行——

三、資本主義経済体制確立への推進力——士族階級の意識と政策——

四、資本育成のための財政・金融政策

1、イ、民間への資金供給政策

1、イ、a、金札貸付と銀行の育成

1、イ、b、準備金からの貸付

1、イ、c、その他の貸付金

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

1、イ、d、公債交付

1、イ、e、官金の民間予託

1、ロ、市民的富の育成政策としての地租改正

2、政府の直接投資政策

——官業とその私下、及び社会的間接資本の建設政策——（以上本号）

五、資本主義体制確立を推進するための経済的基礎。——伝統的産業部門および輸出産業部門の役割

六、労働力の創出過程と資本主義経済の成立過程——結語——

## 一 ——本稿の課題

一八六八年の明治維新以来、日本経済の発展は世界から驚異の目をもってみられる程のものであった。欧州先進諸国が数世紀かかって築きあげた経済的繁栄を日本は凡そ一世紀たらずの間になしとげてしまった。諸外国に比して日本経済の長期成長率が非常に高いことが、わが国経済の根本特徴だといえよう。

また二重構造がわが国経済構造の特色だといわれる。すなわち非常に進んだ産業部門としての工業部門と相当おくれた農業部門との併存、同じ工業部門の内であっても近代的大工業と伝統的中小企業との併存がみとめられる。さらには低賃金水準と高貯蓄率の長期的持続、貿易依存度の高いことなども日本経済の特色としてあげられる。

日本経済の構造的特質にはまだあげねばならぬものがあるが、ともかく、日本はいかにしてこのような驚異的

発展を長期的に持続することが出来たであろうか。又前述せる諸特色は一体どこから生れて来たのであろうか。これらの問題をわれわれは歴史的、体系的に理解したいとおもう。

このためにはわれわれは一八六八年の明治維新にまでたかえって当時の経済の様相とその後の発展の姿とを觀察しなければならぬであろう。

けだし「明治日本は現代日本のうちにあとをとどめているばかりか、むしろ隆々たる勢ひをすらしめしている」<sup>(1)</sup>からである。

(1) E. Herbert Norman, *Japan's Emergence as a Modern State*, New York, 1940, p. 3 大窪歴一訳、ノーマン、

日本における近代国家の成立、時事通信社、一九四七年、四一ページ参照。

さて日本においては一八六八年の明治維新後わづか二十年位でもって社会経済が異常な発展をとげ、いわゆる資本主義経済体制が確立されたのである。一八六八年以前においては経済は実物、貨幣の混合経済であり、農工商などの活動は原則的には封建的支配体制に拘束されていた。勿論自由なる国際貿易などは存在しなかったのである。「十九世紀はじめのころの日本の社会経済的發展の状況は、およそ西欧先進諸国の中世末期の段階であった」<sup>(2)</sup>。資本主義経済体制成立までのわが国社会経済的發展の異常な速さという事実、そしてこの速さを推進した諸要因は尾をひいてその後の日本経済の構造上、成長上の諸特質を形成したこととおもう。換言すれば明治初期における社会経済のあり方と、経済政策とのありかたが、その後の日本経済の生成と構造上の特質との根底となつたとおもわれるのである。

(2) W. Lockwood, *The Economic Development of Japan*, London, 1955, p. 3. 中山伊知郎監訳、ロックウッド

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

「日本経済の発展」上、二ページ参照。

本稿では明治初期における資本主義経済の確立過程をとくに財政・金融・経済政策との関連から説明しようとおもう。この側面からの説明こそが、その後の日本経済の発展と構造上の諸特質との歴史的体系的理解の重要な「カギ」となると信ずるからである。

## 二 資本主義経済体制確立のための社会的政治的諸条件の整備

### ——明治維新の遂行——

資本主義経済体制確立のための第一の要件としては政治的社会的諸制度の近代化をまずあげねばならぬであろう。この近代化への決定的第一歩は周知のように一八六八年の明治維新によってなされたのである。

明治維新以前の社会的政治的諸状況とその特質から簡単に紹介しよう。

政治的側面よりみると、当時は藩、幕府による封建的支配の下にあった。そして人々の間には封建的身分的従属関係がみられた。

社会的側面においては士・農・工・商という身分序列が確立されていた。職業は世襲的のものであった。従って職業と身分とが結びついていたのである。そして人がある身分的秩序より他の身分秩序へ交流するというような事態は原則的には生じなかったのである。そして士族のみが教養ある階級であり、また指導階級であった。

当時の日本は一つの身分社会を構成していたといつてよい。<sup>8)</sup>

(3) 『身分社会』は例えば出自、職業や教養、財産や政治的功績によって、社会構造内において時々一定地位をしめる個々の閉鎖的集団で組織されてくる」(Sigurt Klatt, Zur Theorie der Industrialisierung, Köln und Opladen 1959, S. 67.)。クラットのいうように、集団の閉鎖性こそが die soziale Mobilität の欠除をしめすものであり、これは経済発展を政治や社会の側面から阻害する一大要因であった。

一八六八年の明治維新はこのような社会体制に決定的な一撃を加えたのである。

明治維新を政治的にみるならば幕藩による封建的支配より、絶対王制の官僚支配への変革である。勿論

(1) 旧幕藩制度も行政機構自体は割合に官僚制であったこと。

(2) および幕藩支配から一挙に絶対主義的近代国家への移行が企てられたのではなく、いわゆる幕藩支配より強大藩の連合政権による支配、更に近代絶対主義国家による支配という段階を短時日に経過したこと。

に注意すべきであろう。

明治維新を社会的にみるならばこれは身分社会より四民平等のいわゆる市民社会への移行をいみする。人々の間には原則的には身分的従属関係はなくなった。職業撰択や立身出世も自由で能力次第となった(一八七一年)。さらに婚姻なども若干の例外をのぞいて旧身分関係による拘束がなくなったのである。又指導階級の専有物であった教育と教養はいちはやくこれを一般に及ぼした(一八七二年)。さらに国家の防衛という崇高な任務を士族の独占から解放し、国民全般のものにしたのである(一八七三年)。

勿論維新時代における四民平等は完全な市民社会の出現をしめすものではなかった。実際には旧い士、農、工、商の四身分序列を華族、士族、平民という新しい身分序列に置きかえ、固定させたにすぎない点には充分の注意

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

をばらう必要があろう。

かくして明治維新は、近代絶対主義国家成立のための革命の面と、近代資本主義的發展を順調におしすすめるための社会制度（社会的可動性の確立など）や政治権力の確立という意味でのブルジョア革命の面をもったのである。<sup>(4)</sup>

- (4) 勿論これはブルジョアが革命の主体であったとか、ブルジョアの關係の成立が革命の前提となった、というような意味でのブルジョア革命ではなかった（榎西、加藤、大島、大内共著「日本資本主義の成立」第一卷、一九五六年、第二章、第二節）。この革命は下級士族の下からの革命の性格をかなりつよくもつが、それが内的に成熟するのをまたず一八六八年の革命に至ったのは当時の日本のおかれていた国際的環境（外国の圧力）などによるところ大であった。ロストウはいう「日本において近代化のための骰子を投げさせたものは高利潤や消費財製品のデモンストレーション効果ではなく、一八四〇年代前半の中国における阿片戦争とそれから一〇年後のペリー代将の七隻の黒船とが与えたデモンストレーション効果であった」（W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, Cambridge, 1960, p. 27. 林・久保訳、ロストウ、経済成長の諸段階、三七、三八ページ）

明治維新は大政奉還（一八六七年）、版籍奉還（一八六九年）、廃藩置県（一八七一年）という経過をへて一応上記のような結末に達したのである。そしてこの時期以降一八七八年頃までの十年間は経済的観点からすると資本主義体制確立のための社会的政治的諸条件の準備期、すなわち社会安定、制度近代化への地ならしの時期に相当するものとかんがえられる。

そして明治維新の遂行そのものが資本主義経済成立のための社会的条件を作っただけでなく、維新遂行方法の

特色もまた日本における資本主義経済成立の独特なあり方をしめす一要因となったことに注意せねばならない。

すなわちわが明治維新は上述のような大革命を、革命内容を實質的に骨抜にすることによって比較的平和裡になしとげた。革命を制度の側面にとどめて、支配層や被支配層の社会的地位や経済的実力をなるべくもとのままにしておいたのである。維新政府の当局者が個人的にいかなる革命的意図をもっていたかにかかわらず、政府の政策の背後にあつてこれを支えていた理念は、まず社会全体を近代化すること、そしてその近代化過程において旧支配層の社会的経済的地位を保障し、新社会においてもなるべく彼等が指導的地位をえやすくすること、これである。これがあたらしい社会体制のもとで社会的政治的安定をうる第一の要件であるという考えが政府の政策の底を流れていたのである。政府はこのような理念を主として二つの財政政策、すなわち公債財源による政策によってなしとげようとした。旧藩債処分政策と秩祿処分政策がこれである。

政府は明治維新によって旧藩の権利義務のすべてを引きついでという観点から一八七二年旧藩債務の肩替りをなし、債権者たちに公債を交付することによってこれを決済した。これによって旧債務者たる旧藩主たちは自己の社会的信用を明治維新によって傷つけられることもなくてすんだのである。他方旧藩の債権者は主として藩の御用達商人など、地元や江戸、京阪の富豪であつたが、彼等は革命とともに当然うしなうべき一片の私的債権証文のうち、ある程度の部分を公的債権として保証されることになつた。<sup>5)</sup>

- (5) 藩債整理にあつて政府に提出された旧藩内外債の申告総額はおよそ七、八〇〇万円あまりであつた。このうち内国人よりの債務は七、四〇〇万円あまりであつた。内国人からの債務のうち四、〇〇〇万円弱がいろいろの理由から肩替りを拒絶された。したがつて三、五〇〇万円弱の債務のみが政府に引きつがれたのである。そのうち新公債の交付

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

高は一、二八二万円、旧公債の交付額は一、一二三万円であつた。一八六七年十二月より一八七五年六月迄の凡そ七カ年半の歳出総計は約三億六千万円である。年平均歳出額は凡そ四千七百万円となる。当時の平均歳出額の凡そ<sup>3</sup>/<sub>4</sub>が旧藩債処分のために必要であつたといつてよからう。

秩祿処分とは武士の身分を廃除することである。すなわち封建的支配者層を廃棄することによって封建的支配関係そのものをなくすことである。旧封建支配者層を一定の任務から解放し、また一定身分からも解放すること、同時に彼等の身分にとまらぬ収入（家祿）からも解放することである。秩祿処分を政治的側面より観察すれば、大政奉還、版籍奉還、廃藩置県など一連の旧政治体制打破に結末をつけるものであつた。秩祿処分を社会的側面より考察すれば支配と服従との関係による旧社会体制をいわば原子論的な市民社会体制におきかえるための第一歩たるべきものであつた。さらにこれを経済的側面（とくに財政的側面）よりみれば、秩祿は維新政府の老なる財政需要のうち、その三分の一ないし四分の一をしめる非生産的経費であつた。そこでこれが廃止は国家財政の機能的運営や政府のメルカントリズム政策の遂行には不可欠のものであつたといふべきであらう。これによつてはじめて財政（とくに歳出面——歳入面の近代化は後述する地租改正がその中心となる——）や経済の近代化への出発ができたものとおもわれる。政府は維新後十年くらの年月をかけて遂に華士族階級への公債交付の形で秩祿の廃止決済をおこなつた。処分の対象となつた人員は約四十万人にのぼり、処分さるべき祿の種類、性質にも雑多なものがあつた。その結果処分様式も非常に複雑となり、政府支出も（公債交付もふくめ）二億一千二百万円という尨大な金額に上つてゐる。

この金額は当時の歳出規模（一八七五年より七九年までの五ヶ年間の平均歳出は凡そ六、〇〇〇万円である）

の凡そ三倍半をしめしている。この金額から丈でも秩祿処分のもつ重要性が推測されるであろう。

かくして明治維新遂行方法の特色はおのずからつぎの事実をあきらかにした。すなわちそこには新社会においても旧封建社会におけると同様に旧支配層が政治的、行政的、精神的、経済的指導者たりうるよう保障すべきだというイデーが脈打っていたのである。極端にいえば新社会における士族支配の実現、これが明治維新遂行における政府の究極の意図ではなかつたかとさえおもわれる。

### 三 資本主義経済体制確立への推進力

#### ——士族階級の意識と政策——

変革期や過渡期において新社会経済体制をつくり出し、これをおしすすめてゆく推進力の一つは新なる精神であり、この精神を担った人間集団である。明治維新时期においては新なる精神はいわゆる士族精神であり、新なる人間集団は士族階層であったといえよう。士族は明治維新の中心的遂行者であった。そして士族の意識と活動が資本主義経済体制確立への重要な推進力となったのである。当時の士族の全人口にしめる比率は六パーセント弱程度であった。然し資本主義経済体制確立をおしすすめるべき資本主義のチャンピオンたるべき「新しい産業家や地主や金融資本家や官僚は、比較的富裕な農民や小さな商人から若干補強されたほかは……主として武士階級から補強され」（ロックウッド、前掲書、十ページ、邦訳、上、十二ページ）たのである。

既述のように明治維新は四民平等の社会実現をモットーとした。しかし現実の社会は華士族、平民という身分

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

序列のある社会となつたのである。革命遂行者としての「下級武士」は彼等をふくむ全武士階層を士族という特権ある身分に固定した。そして旧藩債処分や秩祿処分の際に武士の身分は革命においては異例とおもえる程厚い経済的保障をえたわけである。さらには士族授産という形で士族の経済的バックアップがなされた。これが実質的にどの程度士族の経済安定と向上に効果があつたかは疑問である。しかしこれは単に旧武士階級の失業対策事業という概念をこえたものであつた。士族を特権階層として経済的に優遇するという政策意図がここにも蔵されていたのである。かくして士族階層は維新後の新社会においても社会的経済的指導者層たるべきことが身分的に運命づけられ、同時に経済的に保証されたといつてよいであろう。そして彼等の意識と政策が社会経済の近代化や、また特にここで問題になつてゐる資本主義経済体制の確立に推進的役割を果すことになるのである。

まず士族の意識構造から考察しよう。これに就いては次の三点を注目すべきであろう。

一、彼等はエリート意識をつよく持っていた。即ち彼等はその身分は勿論のこと、教養においても、職域においてもエリートであり、またエリートでなければならなかつた。いわゆる指導者意識を担っていたわけである。

二、この意識と表裏の関係にあるものが、他の階級（平民）への愚民観である。以前の農、工、商階級にたいする愚民観が平民にたいする愚民観にとつてかわつたのである。

三、旧時代の主君と家臣間における忠誠観念は天皇制下の忠君愛国におきかえられた。旧時代の自藩のみを中心に考え他藩を考慮しない、むしろ敵として考える考え方は、日本の対外的対抗意識にまで拡大された。「殖産興業」と「富国強兵」とが彼等の意識となつた。

ついで士族が新社会のいかなる側面で、いかなる活躍をなしたかについて考察しなければならない。

革命遂行者としての士族のまずとりかからねばならぬ仕事、これは新国家の建設であった。富国強兵、殖産興業の母胎をまず作成しなければならぬ。そのために彼等士族はまず官僚（ひろい意味での）となった。

若干の士族は高級官僚として、新国家建設に直接関与し、メルカンチリズム政策の指揮者となった。そして高級官僚のみでなく、一般行政官僚の大部分もまた士族出身者でしめられたのである。当時官僚は社会経済を指導する者でなければならなかった。指導階級としての官僚は、いかに人材登用の時代であったとはいえ、旧来より知識階級指導階級である士族のうちから登用されねばならなかったのである。更に治安維持を任務とする警察官の大多数もまた士族出身者によって占められていた。

(6) 一八七一年において中央官庁の官吏の八七パーセント、一八八〇年において中央地方官吏の七四パーセントを士族が占めた（土屋喬雄、統日本経済史概要、二三三ページ）。

士族階級は新日本の軍隊が常備軍となったのにもなって、職業軍人、就中將校になった。そして軍事の近代化と強化をもたらした。彼等は質的齊一性と大量性とを要する軍備需要をつくり出したのである。大量の武器、軍装需要などがこれである。そしてこれが企業の大規模化と近代化の促進要因となったことは疑う余地がないであらう。

一八七〇年代以後各地に政治結社がおこり、これが政党結成、議会開設などに努力し、後のわが国議会政治の一中心核となった。在野の士族知識層や官界から去った反政府的士族層がその指導者となったのである。

かくして士族はその後のわが国政治史の運命を担うことになった。まことに「第二次大戦勃発までの日本の政治的發展は、政党、行政官僚、軍閥、民間財閥という国内政治上の諸団体の日本の状況の特性から生じた合同劇

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

を考慮することからのみ理解されるのである」<sup>(5)</sup>。

(7) Karl Hax, Japan. Wirtschaftsmacht des fernen Ostens, Köln und Opladen 1961, S. 50.

彼等は旧時代から引きつづき知識階級であった。士族は高等教育を受けた者の大多数をしめ、初等教育より大学に至るまでの諸学校の教官となった。また官立研究所の研究員にもなったのである。更に在外研究に派遣され、日本社会の近代化や近代産業技術の輸入発達に貢献した者の大部分も士族の子弟たちであった。そして新社会においては一応出自による立身の相違は消え失せ、教育や学問の差による立身の相違が重要視されるにいたつたのである。立身出世の要具となった教育や学問はわが国の維新以後の急激な一般教育の普及、学問、技術水準の向上のテコとなった。そしてこれが社会経済制度の近代化や近代企業の生成を推進し、資本主義経済体制の確立に大いに貢献したのである。そして教育の普及、学問の向上を推進するための中心的役割を他ならぬ士族階級が担ったのである。

彼等はまた実業家として資本主義経済体制の形成を直接に推進した。

彼等は秩祿処分によって手にした老大な額にのぼる公債のうち何程かを企業の資本として利用した。この典型的な例は一八七〇年代後半の各地における国立銀行の創設であろう。

更に彼等は富国強兵をもたらすため（国家の奉仕のため）生産（営利）活動に従事しようとした。彼等は旧来の豪商、地主層がけていた産業部門には向おうとせず、豪商、地主層が維新の混乱によって伝統的経営部門を保守的に維持している間に、より新しい企業部門、資本主義的経営方式を必要する部門に進出しようとした。彼等がかつての朋友であった官僚が資金供給政策を打ち出しているのをみて、その需要者たらんとしたのであ

る。彼等は官僚と容易に結びつき、彼等から多くの財政的援助を期待しえた。従って彼等は十分な資金的準備なくして、しかも、危険をそれ程恐れずに新しい企業に進出できたのである。しかもこれら官僚が行政を遂行していた国家は制度的にも軍事的にも近代化の最中であり、メルカンチリズム政策の遂行中であつた。従って国家自身が大きな生産物の需要者として登場する。「官僚と実業家が一卵性双生児」<sup>(8)</sup>であつたから士族の国家需要と関連ある産業部門への進出は益々容易となつた。同時に若干の士族は政商の実業家となり、これがまた官業私下などを契機として資本主義の実業家になり上つたのである。

(8) 福地重孝「士族と士族意識」東京、一九五六年、二七九ページ。

然し士族は労働政策については充分の理解をもつことができなかった。彼等は古い身分的序列や奉公の觀念などにわざわざいされて、労働者問題の本質と意義を見きわめることがむづかしかつたのである。

勿論日本と同様西欧における「メルカンチリズムの労働者政策も徹底的に企業家保護であつて、労働者保護ではなかつた」<sup>(9)</sup>ことも留意すべきであらう。

(9) Werner Sombart, *Der moderne Kapitalismus*, I. Bd., 2. Halband, München und Leipzig 1928. Aufl., S. 810.

しかし士族らの企業は大衆の就中労働者側における、旧来の身分序列よりする分を知る考え、権威への服従の態度などに支えられて大した問題をおこさずにすんだのである。

のみならずこのような大衆の態度は士族がその遂行者であつた制度近代化やメルカンチリズム政策一般の遂行を非常に容易にしたといつてよいであらう。

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

#### わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

士族以外で官僚や資本主義的経営の方面に進出した人々もあった。彼等いわゆる有為な人物の大部分も、その意識構造は士族的であり、士族的観念をもって自己の道徳律とし行動の基準ともしていた者が多かったのである。いな、むしろ士族精神を自己の精神となすことによって新社会において有為な人物たりえたといつてよからう。この意味では彼等は士族の一亜種であった。士族精神の一般への滲透の傾向をここに注意しなければならぬであろう。

#### 四 資本育成のための財政金融政策

経済発展や工業化、あるいは資本主義経済体制確立のために資本蓄積が中心的役割を果すことは当然である。ところで「歴史的にみると所得の流れがより生産的なひとびとの手へと移されるにあたって、単に政府の財政的措置ばかりでなく、銀行および資本市場もまた与つて力があつたことはもちろんである。実際上は例外なく離陸期は運転資金の供給を増大した銀行制度の拡大によって特徴づけられる。そして多くの場合には、正式に組織された中央集権的資本市場によってなされる長期金融の分野の拡大もまたこの期を特徴づけている」<sup>60</sup>。このことは日本の明治維新以後の資金供給政策に関しても大体妥当するとおもふ。

(60) ロストウ、前掲書、四八ページ、邦訳、六六ページ、傍点筆者。この場合ロストウは一八七八年から一九〇年代半ば頃までをテイクオフの時期とみている。前掲書、三八ページ、邦訳、五二ページ参照。

政府は維新直後から資本蓄積を促すための種々なる政策をとつた。先ず財政のあらゆる側面がこの目的に動員

された。経費支出の面では、社会的間接資本の投下、官営事業の建設と運営(及び払下)、諸種の民間事業への種々な形での補助金貸付金などの形でこの政策が遂行された。さらに地租改正などの税制改革もやがては資本蓄積的作用をもつようになる。更に明治初期に発行された老大な公債も直接間接に資本蓄積的役割を果すことになるであらう。

さらにかかる財政政策とならんで金融政策も資本蓄積的役割を果した。紙幣の発行とそれの民間への貸付、更に近代的金融機関の建設、金融制度近代化への政府の努力などが民間への資金供給を円滑かつ豊かなものにした。更には後述する一八八〇年代前後のインフレーション、デフレーション政策も資本の蓄積にいろいろの面で貢献したと云ってよからう。

— これら資本育成政策をここでは

#### 1、民間資本育成政策

イ、民間への資金供給政策

ロ、市民的富の育成政策

#### 2、政府の直接投資政策

に分けて検討してみよう。

##### 1 イ、民間への資金供給政策

豊富なる資金供給こそが経済発展のために第一に着手すべきことである、という考えは維新政府の経済政策の根本的イデオロギーであった。いわゆる「殖産興業」と商業金融の流通とは、とくに維新当初においては表裏の關係に

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

#### わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

ある政策であったといえよう。すなわち商業金融を円滑にすることによって農業やとくに輸出に関係ある農産加工業、中小工業などの生産増強を意図したのである。そしてこの殖産興業はまた富国強兵につながっていた。

かつての西欧において「重商主義は実際にいってよりひろい領域に拡大された都市の経済政策にほかならない」<sup>61</sup>のと同様に、明治初期においても旧幕藩時代に若干の藩がでてきた専売や特産物の藩による独占的生産、販売などのメルカントリズム政策が、いわば維新（絶対主義）政府の政策へと拡大されていったのである。

(11) ゾムバルト、前掲書、第一巻、三六九ページ、岡崎次郎訳、ゾムバルト、近世資本主義、第二巻、五二八ページ参照。

明治維新後の国家がいわゆる無産国家 *der arme Staat* として成立したこと、また当時においては国家の財政政策と金融政策とが明確に区分されない状況であったこと。これらのことは国家による民間への直接的資金供給政策が単に経費支出による貸付にしろ、発行紙幣の貸付にしろ、国庫金の民間予託にしろ、公債交付による資金供給にしろ、すべて財政を通しておこなわれたことを意味する。同時に日本の国家が当初より文字通りの意味（通常使用される意味においてではない）での *der Schuldnersaat* 負債国家として誕生せざるをえなかった事情をもしめしているであろう。

まず現今の一般会計にあたるもの、すなわち通常・臨時部を通しての貸付や、準備金など特別会計に当るものの貸付について検討してゆこう。ここではとくに、一般特別両会計間にはその収支計理において錯雑した関係があったことを注意すべきである。

2 イ、a、経費支出をとおしての政府の対民間資金供給政策のうち、まずあげねばならないのは維新直後における紙幣貸付政策であろう。これは民間資本育成目的のための資金供給政策としては直接的政策であるという

ことができる。

維新直後政府はいわゆる金融流通、殖産興業のために商法会所（一八六八年）や為替会社（一八六九年）などをつくりこれに手厚い保護を加えた。このうち為替会社は政府が維新前からの代表的商人を中心構成員として不完全ながら株式会社の形態でつくらせた銀行である。この機関が媒介となって国家資金である金札を通商会社に貸付けた。そしてこの資金が農業（とくに輸出向農産加工業）、商業方面の一重要資金源となったのである。この貸付は当時としては相当多額かつ低利であったので農工領域における輸出特産物の生産流通の振興とそのための運転資金流通の円滑化を期待しえたのである。従って当時の政策目標とされていた殖産興業はいわゆる伝統的産業部門の量的発展であったわけである。為替会社の社中（豪商など）は一般の人の場合より一層有利な条件でこの資金を借りることができたし、また彼等は一般の人への貸付の際に保証人などになることによっても相当の利益をうることができたようである。従って豪商たちは自己の富を育成する機会をここでみいだすことが出来たはずである。勿論商法会所や為替会社はいろいろの理由から短命に終り、これへの出資者は損害をうけた。従ってこの政策が所期の殖産興業目的や豪商の富育成に実際に効果があつたかどうか若干疑門の存するところである。

(2) 維新政府は殖産興業目的のために金札の発行をなすことにした。然し現実には金札発行総額の凡そ2/3は財政需要に充当してしまつた。一八六八年、六九年頃の財政収入の七〇パーセントは金札発行収入であつた。殖産興業目的の貸付としては前述のもののほか、府、県、藩子所、旗本などへの貸付もあつた。

ここで維新当初政府が資金需要者としていかなる層を想定していたかについて一言しておかねばなるまい。資金需要者層こそ殖産興業の担い手と考えられていたからである。政府は当時すでにある程度資力のあつたもの

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

#### わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

を経済発展の中核たらしめようとした。したがって政府が資金需要者と考えていたものは当初は主として豪商ないし豪農であり、秩祿処分後にいたってはじめて上級華士族たちもこの中に入ってきて来たのである。豪商、豪農連中は国家資金の民間供給への仲介者として、また需要者として一層の富を得る機会をもちえたはずのものであった。

更に附言しなければならないことは、かかる国家資金（金札）の民間供給にあたって政府はつねに近代的供給組織をまず先に作り上げることに努力した点である。維新当時の為替会社がいわゆる近代的銀行組織の最初の試行錯誤的試みであったことはすでにのべた。一八七三年にはアメリカのナショナル・バンク・アクトにならった第一国立銀行が政府の指導によって営業を開始した。そして一八七六年の国立銀行条例改正後は、百数十行の国立銀行が設立されるに至ったのである。これらを政府は紙幣発行など種々なる特権と助成を与えて育成したのである。その他普通銀行も、一八七六年の三井銀行の営業開始を皮切りに多数設立された。勿論政府はこれにたいしても保護育成の態度をもちつづけた。さらに政府は貿易金融の中心機関として一八八〇年に横浜正金銀行を設立させ、これを資金的に助成した。そして遂に銀行中の銀行たる日本銀行が一八八二年に、発足したのである。ここに早くも日本の銀行、通貨、信用の近代的諸制度は一応の完成をみたのである。

かように時期的にみて産業の実質的近代化に先行して金融制度の近代化がなしとげられたことは日本における資本主義経済体制成立の一特質をなすにいたったのである。いな産業の発展と近代化のために、十分な資金を供給しようとし、そのための能率的通路をつくるべく、金融制度近代化の先行政策が意識的におこなわれたといつてよい。そして供給された国家資金と民間資金とは合してひとまず金融的資産の形で龐大な数量が金融機関に堆

積されたのである。勿論、これら早期にできあがった金融機関、就中銀行は設立当初においては、これを利用すべき民間企業の発展をとまわなかつたので、商業銀行としての業務をいとなみえなかつた。これら金融機関が、そのもつ近代制度にふさわしい業務をいとなむためには近代企業を育成し、これを顧客とするほかはなかつた。事実いくつかの銀行はその資金の相当部分を政府に密着したいいわゆる政商の実業家に流出させることなどによって近代企業設立、育成の政策をも行なつたのである。

従つて資本主義成立のための諸条件のうち、金融制度の側面の近代化が政府の指導と援助をもつていちはやくなされたことは、ひいては日本における資本主義の成立をはやめ、かつ当初から銀行資本の下に産業資本が従属するなど独自の色彩をもつ資本主義をつくりあげていかにざるをえなかつたのである。しかも整備された金融制度はひとたび資本主義が成立するや、これを積極的に利用することによって、ただちに産業資本を確立させ、資本主義の劃期的発展を可能にさせるにいたるのである。

1、イ、b、財政を媒介とする国家資金の民間への供給政策としては、つぎにいわゆる準備金の運用をあげねばならないであろう。準備金は一八七三年に一種の財政積立金として、すなわち一種の基金特別会計として創設された。しかしその淵源は一八六九年にまでさかのぼるといわれる。本来これは紙幣兌換、公債償還のための準備基金として創設されたものであった。

準備金は本来の目的を果すほか、いわゆる財政投融资的事業をおこなつた。政府は準備金をもつて官業の運営、収支の管理をなし、そこから上る利益をもつて準備金会計の基金を拡大しようとしたこともあつた。また準備金からの支出をもつて官業の営業資本の一部となしたこともあつた。

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

さらに準備金の内から日本銀行や横浜正金銀行、共同運輸会社（後の日本郵船会社）、東京海上火災保険会社などの資本金として出資された。また、政府は準備金をもっていわゆる殖産興業政策をおこなっている。各地の銀行（融資額の大きなのを二、三あげると、第一国立銀行七六四万円、第二国立銀行九六二万円、第十五国立銀行一〇〇万円、正金銀行四七八万円——出資金をふくむ——、三井銀行一、〇八三万円）や会社（主なものは三菱会社への海運助成的融資二四七万円、三井物産など直輸出業者への融資）や個人（有力な政治家や政商）への融資をおこなったのである。<sup>43)</sup>

(43) 高橋誠「準備金の財政的意義について」経済志林 二八巻三号。

準備金による貸付の特色は殖産興業のうちでもとくに輸出振興貿易促進的目的をもつものへの貸付が多かったことであろう。

結局準備金による貸付は総額約五、二〇〇万円であった。この金額は準備金の貸付がおこなわれていた当時、たとえば一八七六年より一八八〇年までの経常、臨時歳出総計の年平均の八割以上をしめる大きさであった。そして貸付時期は主として大体一八八一年以前であった。従って松方デフレ政策以前に準備金による貸付が集中している点に注意すべきである。

1、イ、C、その他、一般会計では維新時代の石高貸の何程かが殖産興業資金に回ったこと、維新後年々若干ではあるが勸業貸付があったこと、特別会計では一八六九年起業公債の発行による起業基金の一部や、「勸業委託金」（一八八一年）「勸業資本金」（一八八二年以降八年間）などの貸付も殖産興業目的をもっていったことにも注意すべきである。しかしこれらのものは民間資本育成のための貸付金としては量的にも質的にも不換紙幣貸付

や準備金の貸付にくらべて意味が小さい。

これら現今の一般会計、特別会計に当るものからの貸付金の凡そ半分が回収出来なかったといわれる。<sup>14</sup>しかし政府の関心の中心は貸付金の回収以上に殖産興業それ自体に貸付金が役立ったか否かであった。したがって未回収金が少くないからといってそのまま貸付金政策自体の失敗に結びつけるのは早計であろう。むしろ貸付金未回収部分は補助金に変質したものとみた方が妥当というべきであろう。

(4) 吉川秀造「明治政府の貸付金」明治維新社会経済史研究、東京、一八四〇年、七五、ページ参照。

ついで政府は公債を交付する形で現金貸付にかわる一種の民間への資金供給政策をおこなっている。前項でのべた経費支出(a、b、c)を総計しても一億円たらず(凡そ八千万円前後と想像される)であるのと比較して、交付公債の総額は二億円をこえる大きさであった。すなわち秩祿処分、旧藩債処分による公債交付がこれである。

1、イ、d、藩債処分を公債交付ですますことによって旧封建諸侯の信用を保持させ、また豪商の損失をある程度補償した。もって彼等の資力を保証したのである。このことはすでにみてきた。また既述のように秩祿処分によって、公債交付という形ではあるが、ゾムバルトのいわゆる力の富(Machtvermögen すなわち封建的富)から富の力(Reichumsmacht すなわち市民的富)への転化がみられたのである。<sup>15</sup>

(5) ゾムバルト、前掲書、第一巻、五八七ページ。

とくに上級華士族の受取った大きな公債額についてはこのことが妥当する。政府はその交付した公債の資本化を考慮し、国立銀行条例を改訂し、主として公債を基礎にして各地に国立銀行を作らせたのである。後述するよ

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

#### わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

うに、この国立銀行に政府は国庫金予託をさせること、また紙幣発行をさせることなどの特権をあたえた。銀行への投資者に利益を保証するとともに、国家資金の民間への供給の代理機関たらしめたのである。

既述のごとく数多く設立された国立銀行は資金供給の需要者を開拓する必要があった。まず銀行設立者や大株主がほかならぬ資金需要者となり一般貸付よりも利率その他で有利に借受けることができた。これによって企業——伝統的のものであれ、近代的なものであれ——の運転資金にめぐまれたのである。更に巨国立銀行（例えば第一国立銀行など）は資金供給先の開拓のため近代的企業の建設、育成に努力し、これによって資金需要者をつくり上げていったのである。

さらに華族など大口公債保有者はその公債を資本として鉄道の建設と経営、鉱山の開発と経営にも乗り出した。もっともこの場合においては彼等は主として金利や配当の取得者としてのみ登場するのである。

1、イ、e、明治初期における国庫金の民間予託もまた国家資金の対民間供給政策の一環をなすものであった。

維新时期において財政の下部組織をもたなかった政府は民間富豪の財力と金融組織とを利用して国庫収支をおこなわざるをえなかった。この方法はいろいろと変遷したがともかく日本銀行が国庫金の収支を全面的に引受けるまで約二十年間つづけられたのである。

国庫金の予託者は普通為替方と呼ばれたが、彼等は一定国家収入を委譲されたのではなく、国家収支の出納事務のみを委任されただけである。従って中世より近世にかけて西ヨーロッパに存在したいわゆる徴税請負人 Steuerpächter とは似て非なるものである。しかし国家資金の取扱が自己の富強に役立った点では両者同じであ

為替方になった中央、地方の富豪や国立銀行、私立銀行などは常時何程かの国庫金を無利子で運用できる立場にあった。すなわち、国庫収入金を経費として支出するまでの間唯深く蔵しているだけではない、むしろ支出までの期間積極的にこれを民間に流入し、運用することこそ、殖産興業政策上なすべき事柄であると官民共に考えていたのである。そしてこの考えが官金の民間予託という形で実行されたのである。この意味では為替方は国家資金（本質的には短期資金ではあるが）の民間供給への代理機関といつてよい。彼等はこの資金をもって貸付や自分達の事業の運転資金にあてたり、更には投資または投機的な面にまでこれを利用した。当時の彼等の資力に比して財政規模はかなり大きなものであり、その取扱う国庫金も相対的に大きかった。彼等の利益はけだし老大なものであったと想像される。この制度を積極的に利用した一部の豪商は（三井、安田など）彼等の資力を変転する社会から護り、更には画期的に大きなものにする事ができた。そして彼等は政商としての自己の地位をきざぐとともに、彼等をして近代的金融、企業の建設に向わしめたのである。他面官金取扱から生ずる利益にあまえて、経営の合理化を行なわず、放漫経営をなしていた者もあった。これら近代的感覚を欠いていた豪商（小野、島田など）は、官金予託にたいする政府統制の強化などから大打撃をうけて産を失った。この意味で官金の民間予託は単に国家資金の民間への供給という意味をこえた近代的企業、近代的金融機構生成のための助成的意味をも持っていたのである。

以上、国家資金の民間資本育成のための資金供給政策を概観した。既述のように財政をとおしての民間融資の進展と表裏して金融制度の近代化と拡大がおこなわれた。これをとおして次第に民間による民間資金への供給の道も開けてきた。すなわち民間資本育成政策に民間側も参加できるようになった点を注意すべきである。これに

#### わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

よって民間資本の育成速度が倍加され、来るべき資本主義経済体制の成立をはやめることになったのである。

#### 1、ロ、市民的富の育成政策としての地租改正、

政府による直接間接の民間への資金供給政策とならんで、財政、金融政策そのもの、または、制度の改革近代化そのものによって市民的富形成への役割を果たしたものがある。これには後述する一八八〇年前後のインフレ、デフレ政策や、一八七三年よりはじまった地租改正などがある。

政府は廢藩置県によって徴税権を中央政府に集中することが出来たのであるが、政府歳入のうち金額的にみて最も重要なものは地租であった。一八六七年十二月より一八七五年までのいわゆる八期間において、地租収入は通常、臨時歳入総計の五七パーセント、通常歳入の八二パーセントを占める状況であった。維新後政府は土地の市民的所有権を確立し、地租を、旧来の収獲高を課税標準とするのかえて地価を課税標準とし、また現物納を廃して金納にしたのである。

この結果国家収入は貨幣収入一本となり、しかも地租額を安定させたことによって政府歳入全般の安定をももたらした。歳出面における秩祿処分と歳入面における地租改正とは、わが国財政の安定と近代化に決定的な重要性をもったことができよう。そして当時、官業政策、社会的間接資本の建設政策、民間資金供給政策など財政は資本主義経済体制確立のための諸条件の整備に力を尽くしていたのであるが、財政を実際に担っていたのは地租であり、従って地租の改正はこれら政策の基礎となるものの改革として重大な意義を担ったものであるというべきであろう。他方、地主層は地租改正によって益々多くの分前を農地から勞せずしてうることができ、富裕化への道をたどったのである。これに反し小作人の取りまえば従前より一向に増加しなかった。とくにこの傾

向は一八八〇年前後のインフレーションから生じた米価高騰によって一層ひどくなったということができよう。<sup>10)</sup>

10) 平野義太郎、日本資本主義の社会機構、東京、一九三四年、三〇〇ページによると、実際上の米価を基準にして農地よ

りの生産物の取得比率をみると次表のようであったという。

	国家	地主	小作人	計
A 地租改正の検査例				
B 明治七・八・九年の平均米価による割合	三四%	三二%	一〇〇%	
C 明治十年減租および同十一年の米価による割合	一三	五五	三二	一〇〇
D 明治十一年より二十年にいたる十年間の平均米価による割合	一一・五	五六・五	〃	〃
E 徳川時代の生産物貢租の割合	三七	二八	三五	〃

この様な事態は地主層に相当の富を蓄積させた。しかし高率の小作料が勞せずして得られることから、地主層には、その富を農業経営の資本主義化（近代化）のために投下する誘因が乏しかった。地主層の富は主として農地の買収、資産の退蔵、奢侈的消費、高利貸資本、工業資本などに転化していったのである。かくして日本の農業経営が近代資本主義的企業経営として発展してゆく経路をとらず、きわめて後れた——とくに工業部門の進歩とくらべて——経営たらざるをえなかった事情や、農業革命がいづれにしても工業革命の一原動力であるという事情の一端が地租改正をつうじて一応明かになってきたとおもう。

以上のような諸政策によって政府は民間に相当多額の貨幣を蓄積させることができた。しかしこの蓄積は即資本であるとはいいきれない。これは主として潜在資本の成立を意味したにとどまった。「潜在資本の現実資本への転化」die *Verwandlung des potentiellen Kapitals in aktuelles* がおこなわれなければならないし、またおこ

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

なわれたのである。富の非生産的使用は余りなされなかったし、旺盛な企業意欲の存在や近代的企業組織の発生などがこの転化を容易にしたといつてよからう。

政府はいわゆる市民的富の育成政策とならんで自ら出資者、経営者になることによって民間資本の育成に貢献した。すなわち官業政策や社会的間接資本の建設政策がこれである。ここでは主として官業を中心にして資本育成の様相を説明してゆこう。社会的間接資本の建設も官業と関連させて説明する。

2 政府の直接投資政策——官業とその私下、および社会的間接資本の建設政策——

官業はまず第一に軍事的秘密や最新式の技術を必要とする軍需工業にあらわれる。これには旧幕時代の兵器工場の新政府による接収が出発点となり漸次拡大していったものが多い。そしてつとに機械制大工業としてたちあらわれたのである。<sup>19)</sup> この種の官営と関連して注目すべきことは、多数の外人技師の雇傭や官費での技術研究、とくに海外出張研究などによる技術輸入が後の近代的経済の発展、とくに機械制生産の発展に至大なる影響を与えた点であろう。

(17) 土屋、前掲書、六八ページによれば、一八六八年政府の所有に帰した横須賀造船所は一八八一年末には一、八六一人の就業人員をかぞえる程の大きさであった。

第二はいわゆる社会的間接資本に当る部面の官営である。一般に社会的間接資本の建設にはその長期の懐妊ならびに償還期間・非分割性・償還経路の間接性の三点から政府の役割が極度に重要性を持ち、十分な資本量も以て着手すべきものとされている。<sup>20)</sup> そしてこれが来るべき資本主義の成立ないし発展の基礎の一つになるわけである。日本の場合も同様のケースであった。日本でも資本主義経済体制の成立以前に、むしろこの成立を促進する

ものとして社会的間接資本の建設が行なわれたのである。即ち政府の手による鉄道、通信設備の敷設と経営がこれである。<sup>44)</sup>

(18) ロストウ、前掲書、二五ページ、同、邦訳、三五ページ。

(19) 社会的間接資本は官営の鉄道、通信施設だけではない。官営の港湾設備（灯台なども含む）、道路疏水、などにも一八六八年以来政府は多額の支出をしていたことに注目すべきである。

また一八八〇年代頃には民間による鉄道建設もかなりすすめられたことも併せて考えておく必要がある。これら官営のうち中老大な経費を要したのは鉄道建設である。政府はこのための財源の多くを公債に依っていた。古くは九分利付外債をはじめ、起業公債、中山道鉄道公債などこれである。

この方面の官営について注目すべき点は、(1)、これらは国家統一において中樞的役割をしめるものであり、かつ軍事的にも重要性をもつものであったこと。(2)、この官営の建設と運営のために外国からの技術輸入（外人技師の雇傭など）が必要であった、そしてこれが後の企業の発展に大いに役立ったこと。(3)、これらが商品運搬の低廉と産業活動の能率向上を保証したことによって、市場を拡大し、生産への刺激を与えたこと。(4)、この官営産業自体が、老大な鉄、石炭、機械製産品の需要者となって現われ、これら基幹産業部門の発展への大きな誘因となったこと。

第三番目の官営グループは種々なる基礎産業面の官営である。政府は鉱山、製鉄、セメント、ガラスの面で若干の官営工場を創設した。とくに鉱山官収は維新当初からの政府の意図であった。そしてこの経営はとくに政府の貨幣铸造目的とも関連しておこなわれたのである。これらの工場のうちかなりの部分が西欧のすすんだ技

術をとりあげたいわゆるモデル工場の色彩のつよいものであったことに注意すべきであろう。これら工場は日本資本主義経済体制の確立にさいし、それぞれの業種における尖兵の役割を果すことになるわけである。

第四の官営グループはいわゆる殖産興業的、輸出振興的官営事業である。牧畜場、農業試験場、製糸試験場、紡績工場、製糸工場などこれである。これらはそれぞれの産業の技術面を向上させるための、西欧技術をとり入れたモデル工場であるばかりでなく、技術改良によって輸出振興、殖産興業を直接志向する工場でもあった点に注目すべきであろう。

以上のように政府は直接諸種の企業を遂行することによって、当時の日本からみて目もくらむばかりの高さにあつた西欧の近代技術を急速に取り入れ且つ普及させた。<sup>20)</sup>さらにこれは間接費の低下をもたらし、資本主義的経営の典型をもしめした。かくてこの時代の官営は近代企業生成の素地を作つたのである。一八六八年以降十数年間に政府は官営事業のために六千万円ないし八千万円程度を支出したといわれている。

20) 既に述べたところから示唆されるように、わが国近代技術の普及のための最大の功績者は官業であり、それにやとわれた外人たちの業績であろう。工部省沿革志(史料集成、第十七巻)によると、工部省関係だけで鉱山、鉄道、電信、灯台、工作、工部大学などの諸部門に明治初期の約十五年間凡そ七八〇人ばかりの外人(主として技師)が技術指導者として雇われたのである。

さて一八八四年ころより政府はいわゆる官業私下をおこなつた。これを行なつた理由としては三つのものが考えられる。第一には、デフレ政策遂行のために財政負担増大をさける必要があつたこと。第二には民間資本が既に近代的企業を運営出来る迄に資本的にも技術的にも成長したと考へ官営工業を民間に移すべだと考へたため

ある。さらに第三は官業を軍事的なものみに制限し、もっぱらこれに力を集中すべきであると考えたためである。

一概にはいえないが官業は概して政府の投下資本金額からみるとかなり低い価格で、しかも無利息、長期年賦で特権的政商に払下げられた。これは当時漸くその経済的基礎が固まり、まさに近代的企业に進出しようとした財閥に対し、創業時の危険やいわゆる試行錯誤から生ずる損害を政府が肩替りして負担した結果となった。そして日本の資本家の一タイプとしての政商的資本家のタイプを確立した。そしてこの資本家の近代工業への進出を非常に容易ならしめた。そして官業私下から約束され利益や、獲得した財産量はこれら政商的資本家の経済的基礎を一挙に安定拡大したといつてよいであろう。

かくてここに日本資本主義の成立をかざる一特徴がうまれてくる。ノーマンはこれについてつぎのようにいつている。

「日本では、産業資本は独立して発達せず、国家が工業化の主導権を握って工業を発達せしめ、それを大銀行財閥の代表者たる少数の民間企業の手に、驚くべき安値で譲渡した。かような過程からはなんらの新興産業資本家階級も生れず、銀行資本、高利貸資本の強化とその産業資本への部分的変質を生じたにすぎなかった」<sup>20)</sup>

20) ノーマン、前掲書、一一四ページ、邦訳、一七一ページ参照。

## あとがき

中途でおわっている本稿と、それにつづく諸稿は、ある必要で、日本の工業化の発展過程をとくにそれに果し

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

わが国資本主義経済の成立と財政・金融政策

た財政金融政策の役割との関連から概観したものである。本稿の性質上資料的に新しい点も少いし、特別にかわった見方をすることもできない。しかしこの問題に関する筆者の見解を一応統一的に展開したつもりである。先輩諸学者の見解をことわりなしに借用している場合もある。またなくもながの外国人による日本研究の成果をやや意識的に多く引用したきらいもある。これらについてはここでおわびしておきたい。